



2026年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社千葉興業銀行
代 表 者 名 取締役頭取 梅田 仁司
(コード: 8337 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員
経営企画部長 西村 信宏
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

第1回第七種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、第1回第七種優先株式について、金銭対価による取得条項を行使し第1回第七種優先株式の全部を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき第1回第七種優先株式全部の自己株式の消却を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第1回第七種優先株式の取得及び消却を行う理由

当行は、2022年1月に公表しました長期財務基盤戦略において、2026年度末までに優先株式発行比率を30%未満に縮減することを表明し、その後着実に優先株式残高を削減することで、当該計画を前倒しで達成しております。そして、当行は、足元の業績が順調に推移していること、また、当行が安定的な自己資本比率の維持として考えております8%台の水準を上回っている（直近2025年12月末の連結自己資本比率は9.22%）ことなどから、引き続き優先株式の縮減を進め、2027年度末までに優先株式発行比率を20%未満に縮減することを目指しております。

当行は、2025年9月29日付「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の経営統合に関する基本合意について」においてお知らせしたとおり、株式会社千葉銀行との間で、持株会社設立による経営統合の実現に向けて協議・検討を進めておりますので、当該経営統合の実現も見据え、上記目標を前倒しで達成するために、今般第1回第七種優先株式を全部取得することとしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	第1回第七種優先株式
(2) 取得する株式の総数	481,500株 (発行済第1回第七種優先株式の全部)
(3) 1株当たりの取得価額（基準価額）	50,002.47円
(4) 株式の取得価額の総額	24,076,189,305円

(5) 株式の取得の方法	全第1回第七種優先株主に対する通知にて行う金銭を対価とする取得条項の行使による取得
(6) 第1回第七種優先株主への通知日	2026年2月10日（本日）
(7) 取得予定日	2026年4月1日

3. 第1回第七種優先株式の自己株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	第1回第七種優先株式
(2) 消却する株式の数	481,500株 (発行済第1回第七種優先株式の全部。ただし、上記2.に基づき取得された第1回第七種優先株式の数がこれを下回る場合は当該取得された株数)
(3) 消却予定日	第1回第七種優先株式の取得の日と同一の日

以 上